

# 高圧蒸気滅菌器 定期自主点検要領(小型压力容器)

QC-801-S-001-0002-01

小型压力容器を安全に末永くご使用いただくために、下記法規、規則に基づく定期自主点検を、この点検要領・記録により1年以内毎に1回行ってください。また検査年月日、検査者名等を記録し3年間保存してください。また、点検で△が2つ以上ある場合、または×が1つ以上ある場合は修理・調整の必要があります。弊社までご連絡ください。

## 労働安全衛生法

**第45条** 1 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

## ボイラー及び压力容器安全規則

**第94条** 1 事業者は、小型ボイラー又は小型压力容器について、その使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しない小型ボイラー又は小型压力容器の当該使用しない期間においては、この限りでない。  
小型压力容器にあつては、本体、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷又は摩耗の有無。  
2 事業者は、前項ただし書の小型ボイラー又は小型压力容器については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。  
3 事業者は、前2項の自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

## 労働安全衛生法

**第120条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する

1 ……第45条の第一項若しくは第二項、……

	点検項目	点検要領
①	フタ・缶体のキズ、凹み、亀裂の有無	目視にて検査する
②	安全弁の漏れの有無	滅菌運転時、漏れの有無を検査する。
③	圧力計の指度の狂い	フタが開いている時0MPaになっているか検査する。缶体中央部に留点温度計または滅菌カードを入れ、121℃で運転し(時間は任意)、圧力が0.10~0.12MPaで、留点温度計が120~122℃または滅菌カードが完全であるか検査する。
④	フタパッキンの汚れ、切れ、漏れの有無	目視にて亀裂、変色を検査し、滅菌運転時に漏れの有無を検査する。
⑤	フタの緩み等によるガタ・ズレ・漏れの有無	手動にてフタ周り(特にヒンジ部)のガタ、缶体とのズレが無いか検査し、滅菌運転時に漏れの有無を検査する。
⑥	管・弁の損傷・漏れの有無	各配管接続部、各弁の損傷を目視にて検査し、滅菌運転時に漏れの有無を検査する。(側板を外し内部を確認)
⑦	制御装置作動確認	121℃(時間は任意)で滅菌運転したとき、全工程が正常に作動しているか検査する。
⑧	日常使用している滅菌用水の確認	蒸留水:○ 水道水:○ 塩分を含む水:△

○:正常 △:漏れは無いが、目視・手動にて異常がある ×:運転時、漏れがある

また、上記の压力容器に関する点検に加えて、以下の項目を追加した弊社による定期点検をお勧めします。ご用命の際は販売店または弊社までご連絡ください。

- 電気的安全に関する点検
- 各安全装置の作動確認
- 消耗品の点検・交換
- 缶内(無負荷状態)温度の妥当性確認